

税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置について

(平成19年度住民税のみ適用、平成20年7月に申告が必要)

税源移譲による制度改正では、平成19年度の住民税（平成18年中の所得で計算）で税負担が上がった分は、平成19年分の所得税（平成19年中の所得で計算）で減額調整され、「個人住民税」＋「所得税」の負担は基本的には変わりません。

しかし、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなってしまった場合、所得税で減額調整ができないこととなります。そこで、このような変動が生じた場合、市区町村に申請することで税源移譲前の税率を適用し、減額する措置が設けられました。

①対象者：(ア)と(イ)を満たす方

(ア) 平成19年度個人住民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）>所得税との人的控除額の差（表1）の合計額

(イ) 平成20年度個人住民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）≤所得税との人的控除額の差（表1）の合計額

②計算方法

平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。

※合計課税所得金額 = 課税総所得金額 + 課税山林所得金額 + 課税退職所得金額

③申告

平成20年7月1日から平成20年7月31日までに、平成19年度分の住民税を課税した市区町村（基本的には平成19年1月1日現在の住所所在地の市区町村）に対し申請する必要があります。

表1

※所得税と住民税の人的控除額の差

人的控除の種類		所得税	住民税	差額
基礎控除		38万円	33万円	5万円
配偶者控除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
	老人配偶者	48万円	38万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額38万円超40万円未満	38万円	33万円	5万円
	配偶者の合計所得金額40万円以上45万円未満	36万円	33万円	3万円
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円
	特定扶養	63万円	45万円	18万円
	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	58万円	45万円	13万円
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円
	特別障害者	40万円	30万円	10万円
寡婦控除	一般寡婦	27万円	26万円	1万円
	特定の寡婦	35万円	30万円	5万円
寡夫控除		27万円	26万円	1万円
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
同居特別障害者加算		35万円	23万円	12万円

※収入がなくなったり、人的控除が大幅に増えたりして、大きく課税所得が減らないと適用にならないので、対象になるかどうか分からない場合は、税務課市民税係までお問合せください。

◆問い合わせ先
伊奈庁舎税務課市民税係
☎ 58-2111 (内線1132～1134)